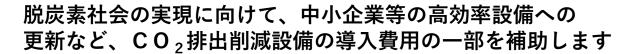


令和 4 年度 埼玉県民間事業者 C O 2 排出削減設備導入補助金 [C O 2 排出削減設備導入事業 (緊急対策枠)] (令和 5 年 1 月募集開始分)

民間事業者向け





1. 事業概要

申請受付期間

令和5年1月30日(月) ~ 2月17日(金)

先着順

※予算額に達し次第、受付終了

対象事業・補助率等

【対象事業】① 高効率省エネ設備への更新

[例] 空調設備・ボイラー・コンプレッサー等(照明設備は対象外) (既存設備は10年以上使用していると認められる設備であること)

② 再エネ設備の導入(自家消費) 「例] 蓄電池と組み合わせた太陽光発電設備等(新規可)

③ CO2排出量の少ない燃料等を使用した設備への更新等 [例] ボイラーの都市ガスやLPG等への転換・ヒートポンプ化等

【補助率】2/3以内 ※蓄電池を伴わない太陽光発電設備は1/3以内 【補助上限額】500万円

2. 補助対象事業所

民間事業者※が所有又は使用する埼玉県内の事業所

※ 民間事業者とは、埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主をいいます。ただし、会社にあっては、埼玉県中小企業振興基本条例(平成14年12月24日条例98号)第2条の規定に基づく中小企業者に限ります。

3. 対象経費

[補助対象経費]

設備費 … 設備費、必要不可欠な付属機器

工事費 … 労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、試験調整費、

立会検査費、機器搬入費、等(補助対象事業を行うために不可欠な工事の費用)

[補助対象外経費]

撤去費、移設費、処分費、通信費、光熱水費、旅費、消費税及び地方消費税等

【申請受付窓口】 CO2排出削減設備導入事務局(株式会社日本旅行)〔委託事業者〕

※電子申請での受付となります。詳細が決まり次第、下記のホームページでご案内します。

【問い合わせ先】 埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

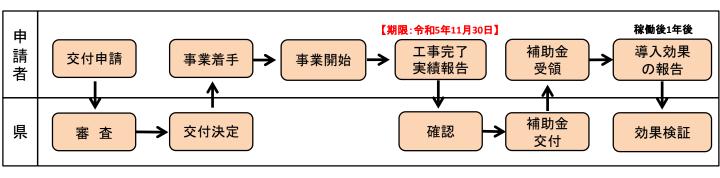
電話 048-830-3021 E-mail a3030-22@pref.saitama.lg.jp

※情報は県HPで更新していきます。以下のURLをご確認ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/co2hojo-kinkyutaisaku2.html



4. 事業フロー



5. 審査・選定

● 先着順 (予算に達し次第、受付は終了となります)

6. 留意事項

- 補助金の交付決定前に<u>補助対象事業に着手(工事発注含む)してはならない</u> ものとします。
- 申請対象は、補助対象経費30万円以上の事業です。
- 法人県民税・法人事業税(個人事業主:個人県民税・個人事業税)を滞納していないこと。
- 実績報告書の提出期限は、<u>令和5年11月30日(木)</u>です。 実績報告までに施工業者への支払いが必要です(原則、金融機関での振込)。
- 国や他自治体等の補助金との併用はできません。
- 予算規模は**10億円**です。
 - ※部材不足等の影響により納期に時間がかかる機器があります。見積業者にご確認のうえ 余裕を持った工期となるようご計画ください。 また、交付決定となった場合、速やかな発注となるようご準備ください。

<u>7. 申請書提出にあたって</u>

- 電子申請での受付となります。申請には、下記の申請書類の添付が必要となりま すので、ご準備ください。
 - ※詳細については、県ホームページをご確認ください

8. 申請書類

- 申請書
- 見積書(2社以上)
- 導入機器のカタログ等(必要に応じてエネルギー使用量の分かるシミュレーション等)
- 図面(全体配置図)
- 登記事項証明書(個人事業主:営業届出済証明書等)
- 法人県民税・法人事業税の滞納がないことの証明書 (個人事業主:個人県民税・個人事業税)
- 決算報告書の写し 等